

⑤ 米の輸出・輸入

米・米加工品の輸出実績

- 米・米加工品の輸出実績（2025年1～10月）は輸出数量58,173トン（対前年同期比+8%）、輸出金額550億円（対前年同期比+9%）となり、2024年1月以降、22ヶ月連続して対前年同期比を上回る。
- うち米の輸出実績（2025年1～10月）も輸出数量38,398トン（対前年同期比+8%）、輸出金額111億円（対前年同期比+19%）となり、2022年2月以降、45ヶ月連続して対前年同期比を上回る。

品目名		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年		(参考) 主な輸出先国・地域
							対前年比	1～10月	対前年同期比		
米・米加工品 (①+②+③+④+⑤)	数量 (原料米換算)	35,531トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,472トン	67,922トン	+16%	58,173トン	+8%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国
	金額	329億円	347億円	524億円	613億円	576億円	636億円	+10%	550億円	+9%	
①米 (援助米を除く)	数量	17,381トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン	45,112トン	+21%	38,398トン	+8%	香港(13,474) アメリカ(8,784) シンガポール(6,406) 台湾(3,577) カナダ(2,138)
	金額	46億円	53億円	59億円	74億円	94億円	120億円	+28%	111億円	+19%	
②パックご飯等 (加工米飯を含む)	数量	1,018トン	1,205トン	1,129トン	1,384トン	1,593トン	2,298トン	+44%	2,352トン	+27%	アメリカ 台湾 香港 オーストラリア シンガポール
	原料米換算	535トン	634トン	594トン	727トン	837トン	1,208トン	+44%	1,236トン	+27%	
	金額	5億円	7億円	6億円	8億円	10億円	14億円	+44%	16億円	+39%	
③米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量	118トン	249トン	88トン	173トン	101トン	123トン	+22%	87トン	-24%	アメリカ タイ ドイツ ロシア 台湾
	原料米換算	146トン	308トン	108トン	213トン	125トン	152トン	+22%	108トン	-24%	
	金額	0.3億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円	1.1億円	+43%	0.8億円	-20%	
④米菓 (あられ・せんべい)	数量	4,033トン	4,222トン	5,141トン	4,523トン	4,565トン	4,656トン	+2%	3,332トン	-12%	アメリカ 台湾 香港 韓国 サウジアラビア
	原料米換算	3,428トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン	3,958トン	+2%	2,832トン	-12%	
	金額	43億円	45億円	56億円	55億円	61億円	66億円	+8%	48億円	-7%	
⑤日本酒 (清酒)	数量	24,928 キリットル	21,761 キリットル	32,052 キリットル	35,894 キリットル	29,194 キリットル	31,054 キリットル	+6%	27,693 キリットル	+10%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
	原料米換算	14,041トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,444トン	17,492トン	+6%	15,599トン	+10%	
	金額	234億円	241億円	402億円	475億円	411億円	435億円	+6%	374億円	+8%	
米・パックご飯・ 加工米飯・米粉及び米粉製品 (①+②+③)	数量 (原料米換算)	18,062トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	38,148トン	46,472トン	+22%	39,742トン	+8%	香港 アメリカ シンガポール 台湾 オーストラリア
	金額	52億円	60億円	66億円	83億円	105億円	136億円	+29%	127億円	+20%	

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

注2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

注3：「(参考) 主な輸出先国・地域」は2024年の輸出金額上位5か国・地域を記載。米に関しては、2024年の輸出数量(トン)を記載。

商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移

○ 2024年の米の輸出数量は対前年比21%増の45,112トン、輸出金額は対前年比28%増の12,029百万円

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		2025年 (1~10月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円										
輸出合計	17,381 (+26%)	4,620 (+23%)	19,781 (+14%)	5,315 (+15%)	22,833 (+15%)	5,933 (+12%)	28,928 (+27%)	7,382 (+24%)	37,186 (+29%)	9,411 (+27%)	45,112 (+21%)	12,029 (+28%)	38,398 (+8%)	11,076 (+19%)
香港	5,436	1,372	6,978	1,796	8,938	2,118	9,880	2,344	11,301	2,630	13,474	3,267	11,189 (+7%)	2,868 (+14%)
アメリカ	1,980	543	1,989	565	2,244	625	4,459	1,169	6,883	1,768	8,784	2,527	8,260 (+21%)	2,556 (+33%)
シンガポール	3,879	802	3,696	785	4,972	1,025	5,742	1,201	5,593	1,153	6,406	1,353	5,123 (-2%)	1,178 (+7%)
台湾	1,262	411	2,004	622	1,907	575	2,532	716	3,116	877	3,577	1,016	2,723 (-2%)	825 (+6%)
カナダ	158	51	205	62	210	69	382	104	1,629	394	2,138	546	1,582 (-12%)	456 (+2%)
タイ	578	145	555	145	625	162	1,045	256	1,299	307	1,787	461	2,314 (+64%)	640 (+77%)
オーストラリア	770	233	1,074	334	893	283	1,245	390	1,204	386	1,351	460	988 (-3%)	359 (+8%)
イギリス	450	131	451	131	332	104	526	162	587	193	853	290	926 (+26%)	340 (+40%)
ドイツ	140	52	144	58	185	68	239	81	582	186	867	269	682 (-4%)	241 (+12%)
スペイン	31	12	7	4	13	10	87	28	544	135	675	182	442 (-15%)	135 (-2%)
アラブ首長国連邦	55	23	58	25	96	45	130	49	389	116	487	172	527 (+36%)	191 (+36%)
フランス	93	40	112	49	173	72	237	93	395	135	473	172	492 (+28%)	175 (+27%)
その他	2,549	805	2,508	739	2,245	778	2,424	789	3,664	1,131	4,240	1,316	3,150	1,111

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

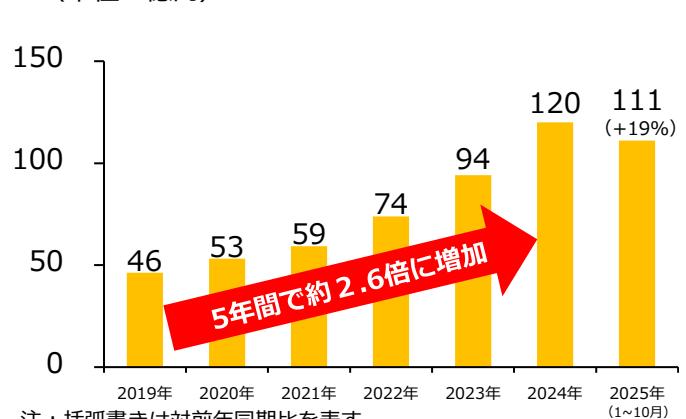
注1：2024年1~12月の輸出金額上位国・地域を記載。

注2：（ ）内は対前年同期増減比である。

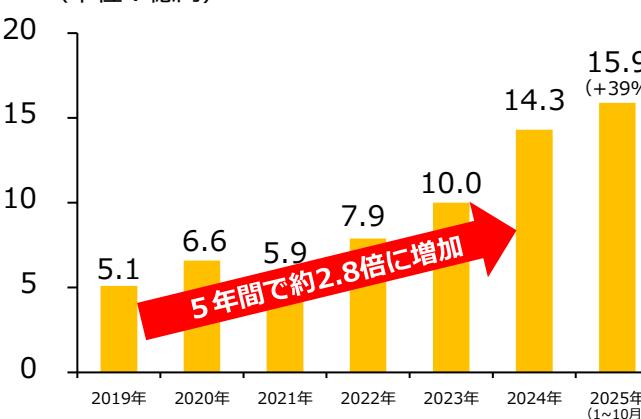
米・パックご飯等・米菓の輸出実績の推移

- 米については、米国や香港等において、日本産米を扱うおにぎり屋や寿司店等の日本食レストランの増加等、外食向けを中心に需要が増加。2024年の輸出額は120億円（対前年比+28%）となり、直近5年間で約2.6倍に増加。
- パックご飯等については、アメリカを中心にEC・小売店等からの需要が増加。2024年の輸出額は14.3億円（対前年比+44%）となり、直近5年間で約2.8倍に増加。
- 米菓については、台湾を中心に小売店等からの需要が増加。2024年の輸出額は66億円（対前年比+8%）となり、直近5年間で約1.5倍に増加。

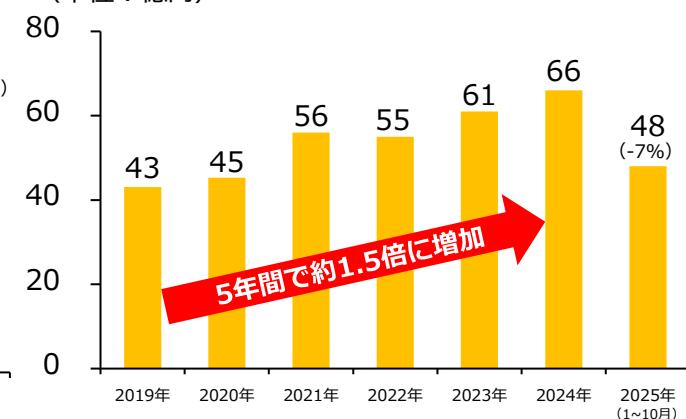
● 米の輸出実績
(単位: 億円)



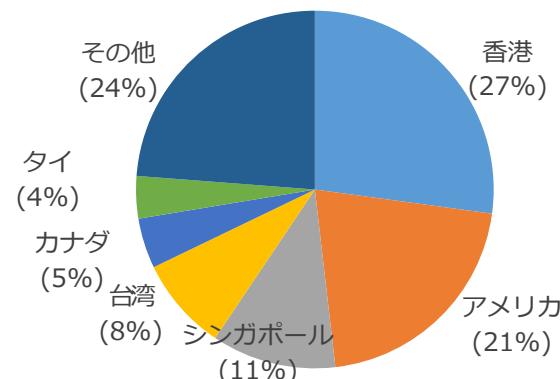
● パックご飯等の輸出実績
(単位: 億円)



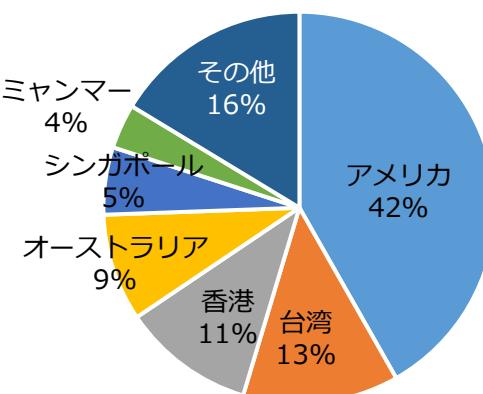
● 米菓の輸出実績
(単位: 億円)



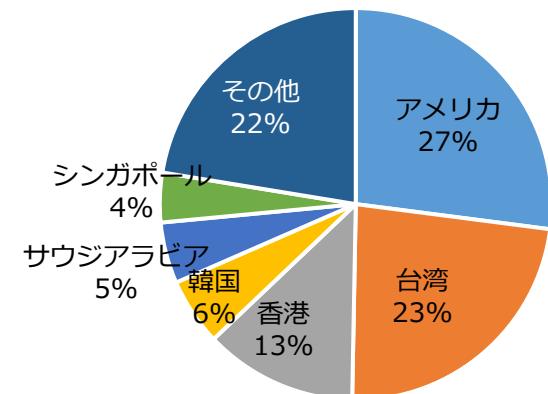
■コメの輸出先国・地域内訳(金額ベース)(2024年)



■パックご飯等の輸出先国・地域内訳(金額ベース)(2024年)



■米菓の輸出先国・地域内訳(金額ベース)(2024年)



農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 人口減少に伴う国内需要の減少が見込まれる中、生産基盤を強化し、食料安全保障を確保するため、成長する**海外の食市場**を取りこむことが重要。
- このため、**農林水産物・食品の輸出拡大**に加え、**食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて**海外から稼ぐ力を強化**するための戦略を策定（令和7年5月最終改訂）

1. 農林水産物・食品の輸出拡大（2030年5兆円）

①日本の強みを最大限に發揮するための取組

- 海外で評価される強みがある31の輸出重点品目、ターゲット国・地域について輸出目標を設定
- 新市場の開拓、輸出先の**多角化**
- 地理的表示（GI）やコンテンツの活用により、**高付加価値化**
- **優良品種**を守り、新品種を育成・普及を進めるための**法制度**を検討

②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- **マーケットインの発想**に基づき低コストの生産等ができる**大規模輸出産地**の育成・展開
- 国内から現地まで一貫してつなぐ**戦略的なサプライチェーン**を構築し、横展開

※ 海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格・認証）の产品を専門的・継続的に生産販売しようとするもの。

③政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和**に向けて政府一体となつた協議を実施
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産**を守り「稼ぎ」に変えるための**知的財産対策の強化**

2. 食品産業の海外展開（2030年3兆円）

- 海外現地の**専門家**による規制や税務対応の支援、コールドチェーン構築の推進

3. インバウンドによる食関連消費の拡大（2030年4.5兆円）

- 地域の食材や歴史・文化をストーリーにして**旅マエ・旅ナカ・旅アト**で効果的に外国人にアプローチ

1. 国別輸出額目標

国名	2024年 実績*	2030年 目標*	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	136億円	922億円	—
米国	32億円	216億円	<ul style="list-style-type: none"> 西海岸・東海岸の主要都市や日系事業者だけでなく、中部などの地方都市の市場の開拓及び非日系のレストランやスーパーを中心とした商流構築の拡大が課題 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る 品目団体・JETRO・JFOODOが連携し、寿司やおにぎり等の米を使った日本食のプロモーションや商流構築を推進することで、上記課題の克服を図る 有機食品への関心の高まりを切り口に有機米の販売促進を図る
E.U. ・ 英国	13億円	176億円	<ul style="list-style-type: none"> 日本食の需要拡大にあわせて、日本産米のプロモーション等を実施しているが、輸出実績は小規模で現地に十分浸透していない 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る 品目団体・JETRO・JFOODOが連携し、米を使った日本食のプロモーションや商流構築を推進することで、寿司やおにぎり等の切り口で各國における非日系を含めた市場開拓・拡大を図る
シンガ ポール・ 台湾・ 香港	61億円	141億円	<ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者が日系外食店・小売店を中心に需要を開拓しているが、一部では日本産米同士の競合が生じている 他国産ジャボニカ米が安価で販売されており、価格による競争は限界 「冷めておいしい」といった日本産米の特性を訴求し、既存の販路に加え、非日系のレストランやスーパーとの商流やECサイトなど新たな販路の構築により更なる需要開拓を図る 高級外食店・小売店に加え、手軽に食べられることが人気のおにぎり等のプロモーションを通じて日本産米の更なる市場開拓を図る
中国	0.8億円	128億円	<ul style="list-style-type: none"> 指定精米工場及び登録くん蒸倉庫の追加や原発事故に伴う輸入規制の即時撤廃を、政府一丸となって強く働きかける くん蒸対応の不要なパックご飯の需要拡大、認証の取得や必要な機械・設備の導入等を支援 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る インバウンド向けを含め、日本料理店等をターゲットとしたプロモーションやバイヤー招へい等を通じた商流構築を推進
カナダ	6億円	104億円	炊飯の習慣が必ずしも一般的ではない中で、より簡便に日本産米を食することが可能なパックご飯の需要拡大を図りつつ、寿司等の日本食の広がりに応じた日本産米の需要開拓を図る
その他 (中東、 豪州等)	24億円	157億円	<ul style="list-style-type: none"> 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る インバウンドによる食消費の拡大を通じた輸出拡大との好循環の形成を図る

2. 輸出産地の育成・展開

育成すべき輸出産地

【現状（2024年）】フラッグシップ輸出産地6産地

【目標（2030年）】フラッグシップ輸出産地30産地を目指す

現状・課題	方策
<ul style="list-style-type: none"> 供給が追いつかず、旺盛な海外需要に応えきれていない 他国産に比べ割高で、国際競争力も十分でない 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の大区画化等の基盤整備、農地の集積・集約化による分散錯園の解消等の生産基盤の強化の推進、官民をあげた多収品種の普及・開発の拡大、スマート農業等と低コスト生産技術の導入・定着、輸出産地の規模拡大等に伴う精米施設・乾燥調製施設の整備等により、低コストで生産できる大規模輸出産地の形成や海外需要のある有機米の作付け拡大を推進

3. 加工施設等の整備及び認証の取得

現状・課題	方策
<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国・地域の規制等への対応が十分進んでいない 物流における低コスト化や輸送効率の改善が十分行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> パックご飯や加工米飯について、輸出先国・地域の規制に対応するための国際認証等の取得や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援 生産者と輸出事業者等のマッチングを促進する等、生産から販売までの国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 国内流通も含め、低コスト化や作業効率の改善につながる産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモーダルシフトを推進

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

現状・課題	方策
<ul style="list-style-type: none"> 更なる輸出拡大が見込める主要輸出先国・地域での新たな購買層の深掘りや輸出事業者の進出が不十分な国・地域での市場開拓が不十分 海外における日本産米の理解醸成が十分でない 	<ul style="list-style-type: none"> (一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）による輸出国・地域のマーケット情報の収集・発信、プロモーション活動を実施。実施に際しては、他の品目団体や輸出支援プラットフォームとも連携 現地ニーズを踏まえた商品提案や商流構築を行うため、現地にエージェントを設置 輸出支援プラットフォーム等とも連携して、消費者と事業者に対し、日本産米の多様性や特徴をPRするなど、マーケットに応じた訴求を図る インバウンドによる食消費の拡大を通じた輸出拡大との好循環の形成を図る

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）の概要

- 米・米関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでの輸出を促進する全国団体（一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸））を平成27年8月13日に設立。
- 令和4年12月5日付けで輸出重点品目となっている「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定品目団体（※）として認定。
(※品目団体の認定制度は、輸出促進法に基づき、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し輸出の促進を図る法人を、その申請に基づき、所管大臣が認定品目団体として認定するもの。令和7年5月30日付けで改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、輸出重点品目は「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」に変更。)

○目的

- (1) 我が国の良質な米・米関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること。
- (2) 米、米関連食品輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること。
- (3) 米、米関連食品の輸出拡大に向けて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること。

○代表理事：木村 良（きむら りょう）

○会員数：104（令和7年11月30日現在）

米輸出事業者、生産者団体等：60（クボタ、全農、神明、木徳神糧、千田みずほ、ホクレン等）、蔵元等：16、米菓メーカー等：9、パックご飯メーカー等：11、米粉メーカー等：10、その他：9（食品機器メーカー、外食事業者等）

※一部重複があるため、合計の会員数と一致しない。

○問い合わせ先（事務局）

ホームページ <https://zenbeiyu.com/jp/>

電話番号：03-5643-1720 FAX：03-5643-1721

メールアドレス jimukyoku@zenbeiyu.or.jp

所在地：東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館 6F



農林水産大臣から認定証を授与される木村理事長（中央）



THIS IS
JAPAN QUALITY
日本のおいしい米。

全米輸による海外需要開拓の取組例①

SIAL Paris 2024への出展及び商談の実施(フランス)(2024年10月)

欧州最大級の食品見本市であるSIAL Paris 2024において全米輸ブースを出展（来場者数：約28万人、出展社数：約7,500社）。

大手ケータリングやスーパーマーケット等でおにぎりを取り扱う企業のバイヤー等を本ブースへ招待し、試食や商談を実施。また、本展示会期間中には、別途全米輸が独自に現地レストランや食品卸との商談会をアレンジ。



▲展示会会場の様子



▲商談会の様子

サウジアラビアにおけるプロモーションイベント (2023年12月)

サウジアラビアにおいて、現地事業者を招待したプロモーションイベントの実施や個社への訪問を通じた商談を実施。

プロモーションイベントの試食会では、JETROリヤド事務所と連携して、日本産水産物を活用した日本産米の試食メニューも提供。事業実施後も更なる成約獲得に向けて、フォローアップを実施。



▲プロモーションイベントの様子



▲日本産水産物コラボの試食メニュー
(小俵おにぎりとマグロガーリックバター)

アメリカにおける他品目団体等との連携事業 (2024年10月)

重点市場であるアメリカでの新たな販路開拓を目的に、マイアミ、ヒューストンにおいて、日本養殖魚類輸出推進協会やJETRO・JFOODOと連携した取組を実施。

日本産米とぶり・たいなどの水産物が持つ個々の強みを掛け合わせた相乗効果により、単品では実現し得ないコンテンツパワーを創出し、寿司を中心とした知名度の高い人気料理を通じて日本産食材の魅力を最大限訴求。また、SNS等を活用した日本産食材のPRキャンペーンやレストランでのプロモーション(to C)とビジネスマッチング(to B)を運動させ、効果的な商流構築を図った。



▲ビジネスマッチングの様子



▲プロモーションイベント
(寿司の提供) の様子

全米輸による海外需要開拓の取組例②

日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック（2023年度）

全米輸では、海外における米・米加工品の消費・流通等のマーケット情報や、関税や検疫制度等の規制情報を掲載したハンドブックを作成（第1版 2016年度発刊）。最新の情報を反映させるとともに、新たにサウジアラビア、イスラエル及びメキシコを加え「令和5年度版 日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」（対象：19か国・地域）を作成。

作成したハンドブックは、日本産米・米加工品の輸出に取り組んでいる事業者や、これから取り組む事業者が広く活用できるよう全米輸HPに掲載。



▲ハンドブック

「日本産米の特性」PR事業（2024年度）

「日本産米の特性」を海外に効果的に伝えるため、展示会や商談会向けの販促物（POP・PRチラシなど）を作成。海外バイヤーのヒアリングや消費者調査を基に、市場ごとに適した情報を記載。視覚的に分かりやすい画像も活用。

また、輸出事業者が活用しやすいよう、販促物や写真・動画ライブラリーを整備し、全米輸を中心に日本産米の魅力を広く発信する取組を進めている。



▲三つ折りチラシ

消費者向けサイトの運用（2024年度）

輸出先国・地域の消費者への更なる日本産米・米加工品の浸透のため、既存のWEBサイト「myjapanrice.com」の充実を図り、「レシピ」や「シェフの話」等の多様なコンテンツを多言語（英語・中国語（繁体字）・日本語）で掲載。

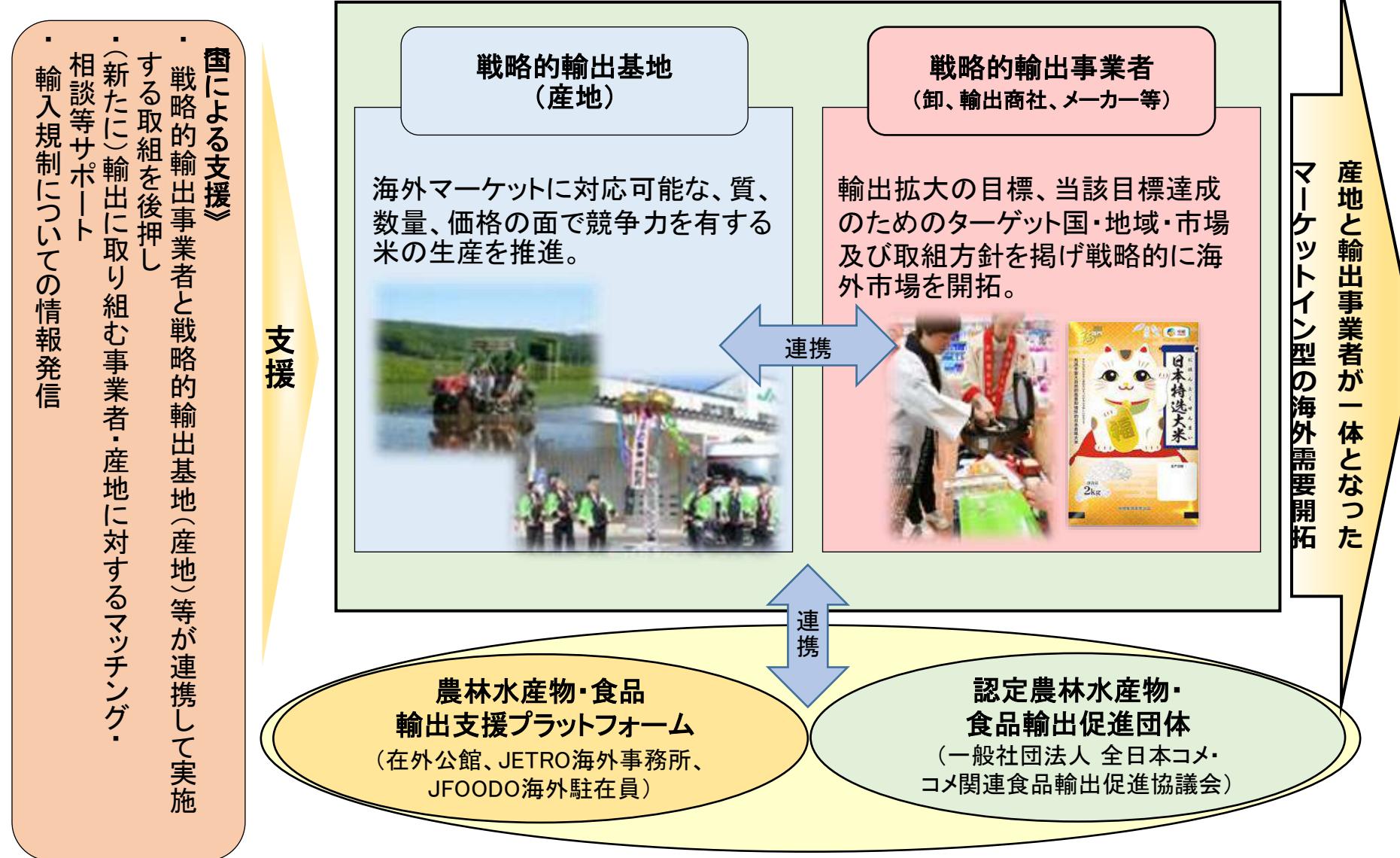
さらには、日本産米の魅力を伝えるべく、日本産米の産地紹介や各国で日本産米が食べられる店舗の掲載、インフルエンサーを活用したサイトの拡散等を実施した。



▲WEBサイト

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト①

- 「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、米の輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。
- 本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げて米・米加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。



コメ海外市場拡大戦略プロジェクト②

- 現在までに135の戦略的輸出事業者、167の戦略的輸出基地が2025年の輸出目標と目標達成に向けた取組方針を設定。（戦略的輸出事業者による目標数量合計：約17.4万トン（原料米換算））
- 参加事業者に対して、戦略的輸出事業者が産地と連携して取り組むプロモーション等に対する支援、戦略的輸出事業者と産地のマッチングの推進や海外規制動向のタイムリーな情報発信等の施策を通じて輸出を強力に後押し。

戦略的輸出事業者参加状況(2025年11月30日時点)

135事業者（目標数量合計：17.4万トン※）

- 主な戦略的輸出事業者（輸出目標上位5事業者を抜粋）

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
J A全農	米：50,000トン パックご飯：200万食	中国、北米、EU、ロシア等
(株)神明	米：10,500トン パックご飯：100万食 米粉・米粉製品：100トン	中国、ロシア、EU等
(株)クボタ	米：10,000トン	米国等
全農インターナショナル(株)	米：10,000トン パックご飯：100万食	中国、北米、EU、ロシア等
木徳神糧(株)	米：6,000トン	中国、香港、北米、EU、東南アジア（シンガポール・タイ等）、ブラジル、ロシア等

※ 原料米換算。輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計上される場合もある。

戦略的輸出基地(産地)参加状況(2025年11月30日時点)

(1) 団体・法人 158産地

- (2) 都道府県単位の集荷団体等 8団体（J A全農県本部、経済連）
((1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等)

- (3) 全国単位の集荷団体等 1団体（J A全農）
((1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等)

- 主な戦略的輸出基地（令和3年産输出用米生産実績上位5産地を抜粋）

【団体】

【農業法人】

都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	J Aグループ新潟米輸出推進協議会	新潟県	(株) 新潟クボタ
宮城県	JAみやぎ登米	青森県	(株) みちのくクボタ
岩手県	JA岩手ふるさと	北海道	(株) 芦別RICE
茨城県	茨城県産米輸出推進協議会	山形県	(株) 庄内こめ工房
福井県	JA福井県	北海道	(株) 松原米穀 契約生産者組合

主な米の輸出産地①

- 海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む手本となる「フラッグシップ輸出産地」の拡大を図り、2030年に30産地を目指す。（「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、育成すべき米輸出産地の目標として設定。）
- 年間1,000トン超の米輸出を目標とする30産地を中心に、低コスト生産等の取組を支援し、競合する他国産米との国際競争力を高めていく必要。

年間1,000トン超の米輸出を目標とする30産地（令和7年5月末現在）

- 30産地で、令和5年の米の輸出量約37,000トンの9割をカバー。
- フラッグシップ輸出産地は6産地（黄緑色の産地）。
- それらの産地では、多収性品種の導入等による低コスト生産と大口扱い安定供給できる。産地形成が実現されているところ。

北陸

▶ 新潟県

新潟クボタグループ

全農新潟県本部

新・新潟米ネットワーク

▶ 富山県

みな穂農業協同組合

全農富山県本部

▶ 石川県

全農石川県本部

▶ 福井県

福井県農業協同組合

近畿

▶ 滋賀県

全農滋賀県本部

滋賀蒲生町農業協同組合

関東

▶ 茨城県

株式会社百笑市場

全農茨城県本部

▶ 長野県

長野県農産物等輸出事業者協議会

北海道

ホクレン農業協同組合連合会

新篠津村農業協同組合

松原米穀契約生産者組合

東川町農業協同組合

芦別RICE

北海道産米輸出促進協議会

東北

▶ 青森県

みちのくクボタ

▶ 岩手県

いわて農林水産物国際流通促進協議会

▶ 宮城县

みやぎ登米農業協同組合

いしのまき農業協同組合

全農宮城県本部

▶ 秋田県

秋田ふるさと農業協同組合

大潟村農産物・加工品輸出促進協議会

▶ 山形県

南東北サンシャインファーム

鶴岡市農業協同組合

庄内こめ工房

全農山形県本部

▶ 福島県

J Aグループ福島米輸出連絡会議



主な米の輸出産地②

ホクレン農業協同組合連合会

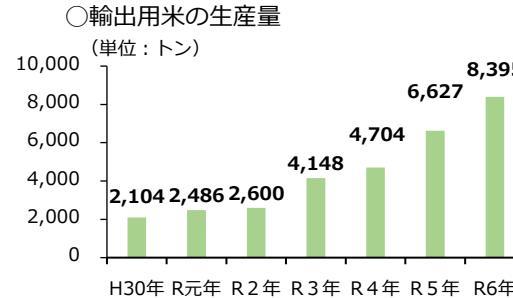
【取組内容】

国内需要への安定供給に取り組む一方で、将来的な国内需要の減少傾向を見据え、平成27年からコメの輸出を開始。

食味等の品質バランスへの影響も考慮しながら、**直播栽培の拡大や多収性品種の開発・普及**により生産コストの削減に継続的に取り組むことと、北海道米の良食味のアピールと認知度向上の取組により、輸出拡大を推進。

【生産実績】

令和6年の生産量は8,395トンで、台湾、香港、中国、シンガポール、タイ等に輸出。



新篠津村農業協同組合

【取組内容】

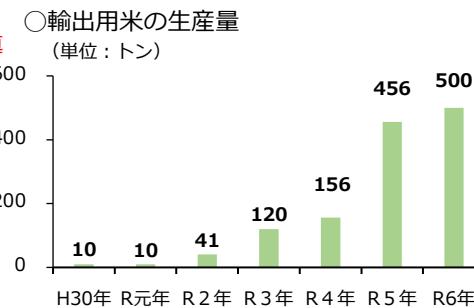
健康や安全・安心に対する関心が強まり、クリーン農業への期待は一段と高まっているため、安全・安心で美味しい農産物の供給に向けて、**組合員全員が栽培履歴の記録**を行うとともに、化学肥料や農薬の使用を減らすための取組を推進。土づくりについても、**稻わらの堆肥化**を図るなど、環境との調和に配慮。

生産コストの低減のため、**直播品種の導入**や、**ドローンなどのスマート農業機器の活用**による労働時間の削減や生産の省力化等の取組を推進。

平成26年より、東京のおむすび店からのアメリカ出店の話を契機に輸出を開始。

【生産実績】

令和6年の生産量は500トンで、米国、フランス、シンガポール、台湾等に輸出。



みやぎ登米農業協同組合

【取組内容】

「**コメ新市場開拓等促進事業**」も活用して、つきあかり等の**多収性品種の導入**と併せて、**耕畜連携による堆肥の有効活用**を図り**低成本生産**を推進。

輸出用米の生産者数が増加(H30年235人→R6年527人)。



【生産実績】

R7年度の目標として掲げていた3,000トンをR3年度に達成。

令和6年の生産量は3,878トンで、香港、米国、シンガポール等に輸出。

○輸出用米の生産量 (単位:トン)



株式会社百笑市場

【取組内容】

(株)百笑市場では、「**コメ新市場開拓等促進事業**」も活用して、**多収性品種**（にじのきらめき、ハイブリッドとうごう3号）の契約栽培を推進。そのほか、**ドローンによる直播・病害虫防除等の省力・低成本化**の取組を推進。

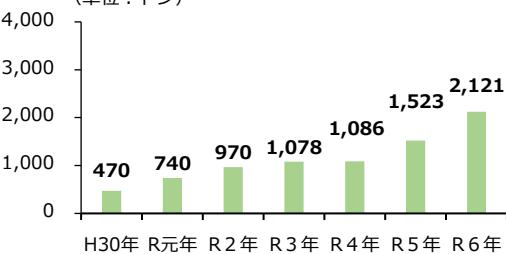
※(株)百笑市場がオブザーバーとして参加する、茨城県産米輸出推進協議会では、輸出用米の生産者数が増加(H28年8人→R6年93人)。



【生産実績】

令和6年の生産量は2,121トンで、米国、香港、シンガポール等に輸出。

○輸出用米の生産量 (単位:トン)



米の輸出実績の推移（各国・地域で広がりを見せる「おにぎり」）

- 日本産米で作ったおにぎりは、冷めてもやわらかさと粘りがあり、米そのものの美味しさを伝えることが可能。
- おにぎりは、テイクアウトが可能で手軽に食べられ、外食に比べコストパフォーマンスも良いことから、近年、海外でも人気となっている。

(2025年1月時点)

(株) イワイ (アメリカ・フランス)

- アメリカ (NY、 NJ) とフランス (パリ) におむすび専門店「おむすび 権米衛」を展開。
- 玄米形態で輸出し現地店舗で精米することで、精米したての米を使ったおむすびを消費者へ提供。
- 国内外店舗を問わず、**店舗で使用される全ての米を生産者と直接契約**。
- コロナ禍によるテイクアウト需要で売上げが加速。

(店舗数：4店舗)



(株) パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
(シンガポール・香港・マカオ・台湾・マレーシア・アメリカ)

- **DON DON DONKI**店内で、握りたてのおにぎりと精米したての米を提供する日本産米専門店「富田精米 (シンガポール・マレーシア・香港・マカオ・台湾) 」「安田 (やすだ) 精米 (香港・台湾・アメリカ (ハワイ・グアム・カリフォルニア)) 」を展開。
- おにぎりを食べてもらう**飲食業**と日本産米を買ってもらう**物販業**が併存する従来にない**ハイブリッド型**。
- **玄米輸出、現地精米**をすることで、鮮度の高い日本産米を提供。

(店舗数：22店舗)



百農社国際有限公司 (香港)

- 香港のオフィス、ショッピングモール、地下鉄駅構内等において、おむすび専門店「華御結」「OMUSUBI」を展開。
- 米は全て日本産を使用。品質の均一化・多店舗展開に対応するため、**おむすびは全て自社工場で製造**。
- 生産者とは**毎月1回ミーティング**を行い、ブランドコンセプトを共有。

(店舗数：150店舗)



KNT-CTホールディングス (株) (アメリカ)

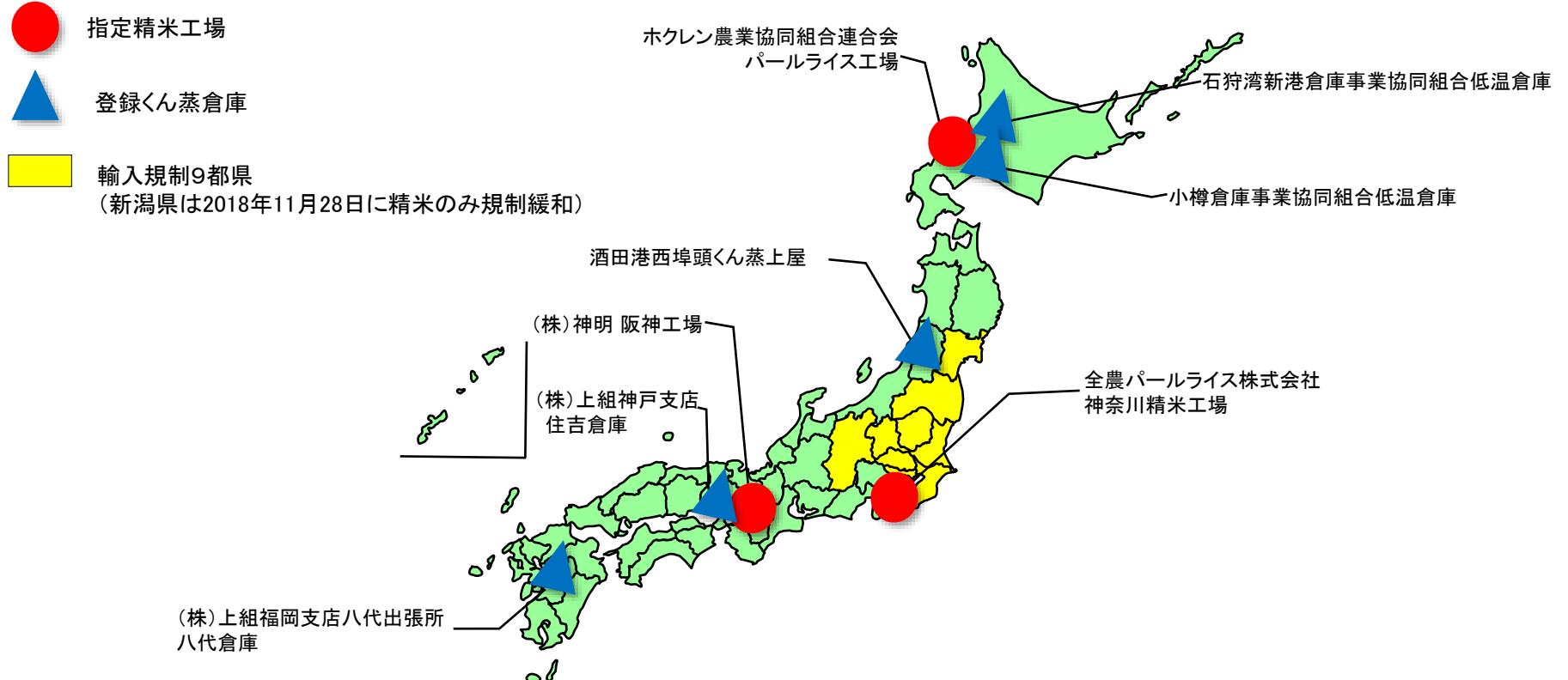
- 旅行会社として**日本の食材と日本産米の魅力を海外へ向け発信**し、地域創生を目指す「コメイノベーション事業」を開始。
- フードトラックでの、おにぎりのテスト販売を経て、「ONIGIRI SUN」を口サンゼルスにオープン。
- 玄米輸出、現地精米した日本産米で、**握りたてのおにぎりを提供**。具材には鮭・明太子・昆布等の定番に加え、大豆ミートそぼろ等、ヴィーガンにも対応。飲料にも日本発の玄米デカフエを提供。

(店舗数：1店舗)



(参考) 中国向け米輸出の状況

- 中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要。
- 現在、指定精米工場は3か所、登録くん蒸倉庫は5か所。(2018年5月の日中首脳会談後、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設が追加。)
- また、福島第一原子力発電所事故により、9都県産米の輸出が停止。(2018年11月に、新潟県産の精米の規制のみ緩和。)



中国向け 精米輸出実績	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 (1~10月)
数量 (トン)	375	298	524	1,007	1,002	575	764	526	172	48
金額 (百万円)	163	97	211	363	321	219	262	170	64	26

経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して4.1倍の差（2024年）。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本 (2024年)	米国 (2024年)	EU (2020年)	豪州 (2022年)
平均経営面積(ha)	3.6	188.6	17.1	4202.6

出典:日本は、「令和6年農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2024 Summary」(米国農務省)

EUは、「Key figures on the European food chain 2024 edition」(欧州委員会)

豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2023」(豪州農業資源経済局)

注:日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

- ・ 日本(コメ農家(農業経営体)の平均):約2ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均):約147ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均):約75ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均):10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典:日本は、「2020年 農林業センサス」(農林水産省)

米国は、「2022 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

豪州は、「Statistical Summary (2022 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

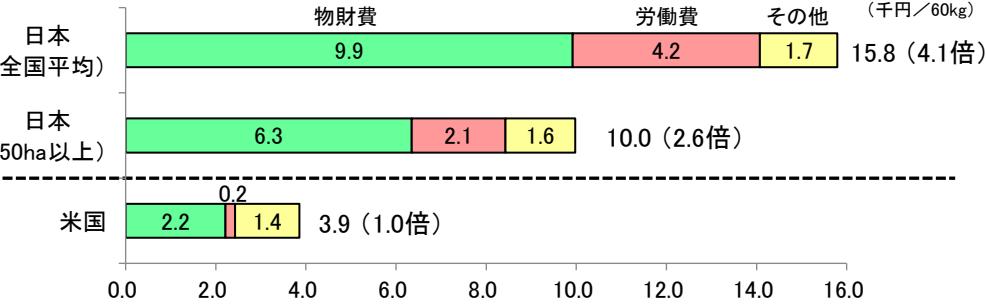
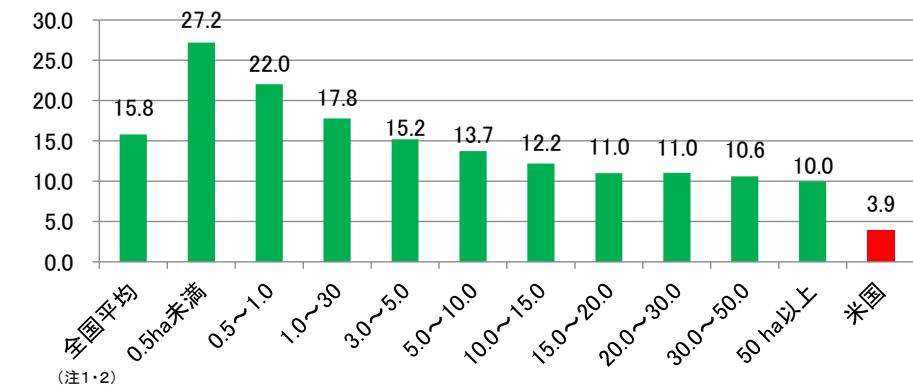
中国は、民間研究報告より

注:()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約5倍、米国は約52倍、豪州は約1,167倍。
コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約74倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2024年)

(千円／60kg)



資料: USDA「Commodity Costs and Returns」(2024)、1US\$ = 151.37円(国際通貨基金)

農林水産省農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)

注1:生産コストは資本利子・地代全額算入生産費。

注2:農林水産省農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)における集計対象のコメ農家の平均作付面積は1.9ha。

経営耕地面積30ha以上かつ10a当たり資本・利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

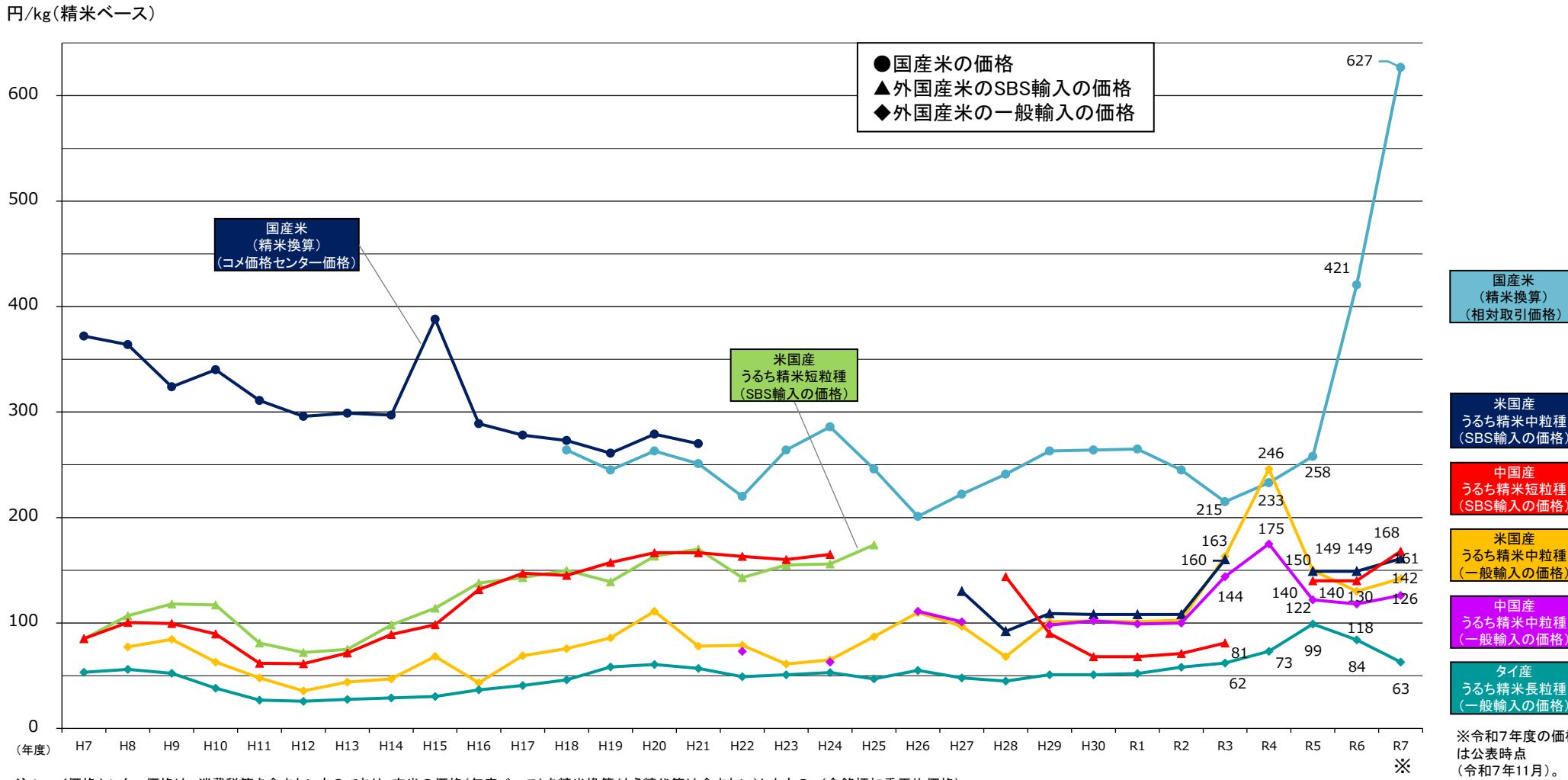
日米の水稻栽培法の主な違い

- 我が国は、0.3~0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稻作が行われているのに対して、米国の稻作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画（10ha区画程度）で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m ²]	<p>水稻作付面積 全国平均 1.8ha</p> <p>北海道 9.5ha</p> <p>1区画規模 ~1ha程度</p>   	<p>約320ha</p> <p>約1.8km×1.8km相当</p> <p>東京ドーム約70個相当</p> <p>1区画規模 ~10ha程度</p> 
トラクター	 <p>20~50馬力</p> <p>30馬力 : 0.2ha/時</p>	 <p>95~225馬力</p> <p>→ 購入又はリース</p> <p>200馬力 : 1.2ha/時</p>
播種・育苗・移植直播	 <p>ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植</p> <p>4~10条植 : 0.2~0.45ha/時</p>	 <p>種もみを飛行機から 直接播種</p> <p>→ 専門業者に外部委託</p>
収穫	 <p>自脱型コンバイン</p> <p>3~6条刈 : 0.15~0.3ha/時</p>	 <p>大型コンバイン</p> <p>→ 購入又はリース</p> <p>刈幅6m : 1ha/時</p>

コメの内外価格差

- 米国産中粒種の価格は、令和4年度は干ばつの影響で上昇したが、令和5年度以降は下落。
- 国産米の価格は令和6年度以降上昇し、国産米と外国産米との価格差が大幅に拡大。



注1:コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2:相対引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和7年産は出回りから令和7年10月までの価格)を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3:SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む(加重平均価格)。平成26年度の米国産うるち精米短粒種、令和4年度の米国産うるち精米中粒種、25年度~27年度及び令和4年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

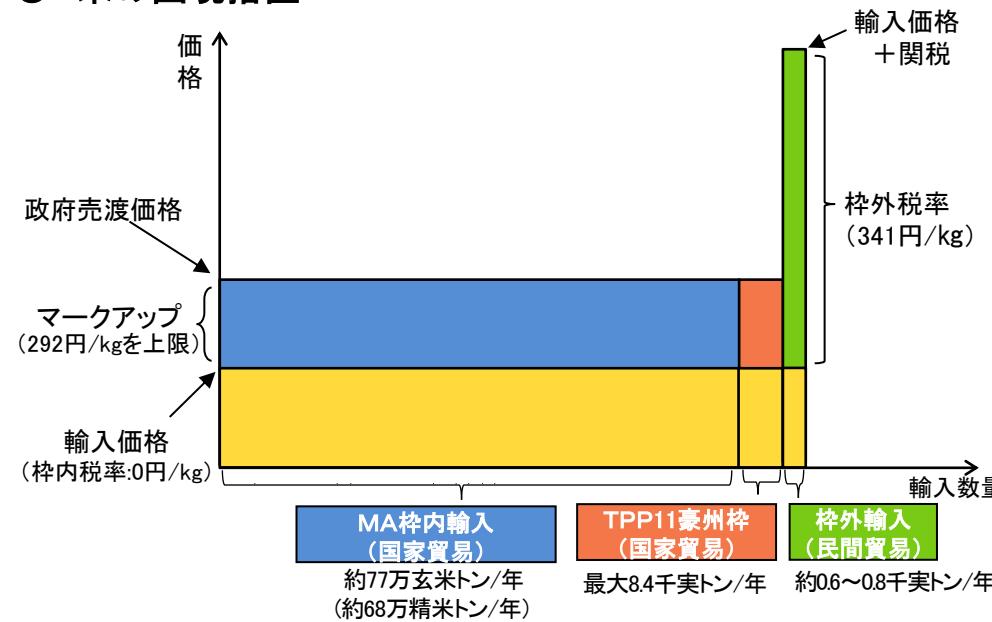
注4:一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない(加重平均価格)。平成21年度以前及び平成23、25、28年度の中国産うるち精米中粒種の輸入実績はない。

注5:為替レートは「International Financial Statistics」(IMF)。

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意（WTO協定）に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし（ミニマム・アクセス米（MA米））、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量（現在は77万玄米トン）について、無税の輸入枠（関税割当）を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（国家貿易）。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠（関税割当）を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

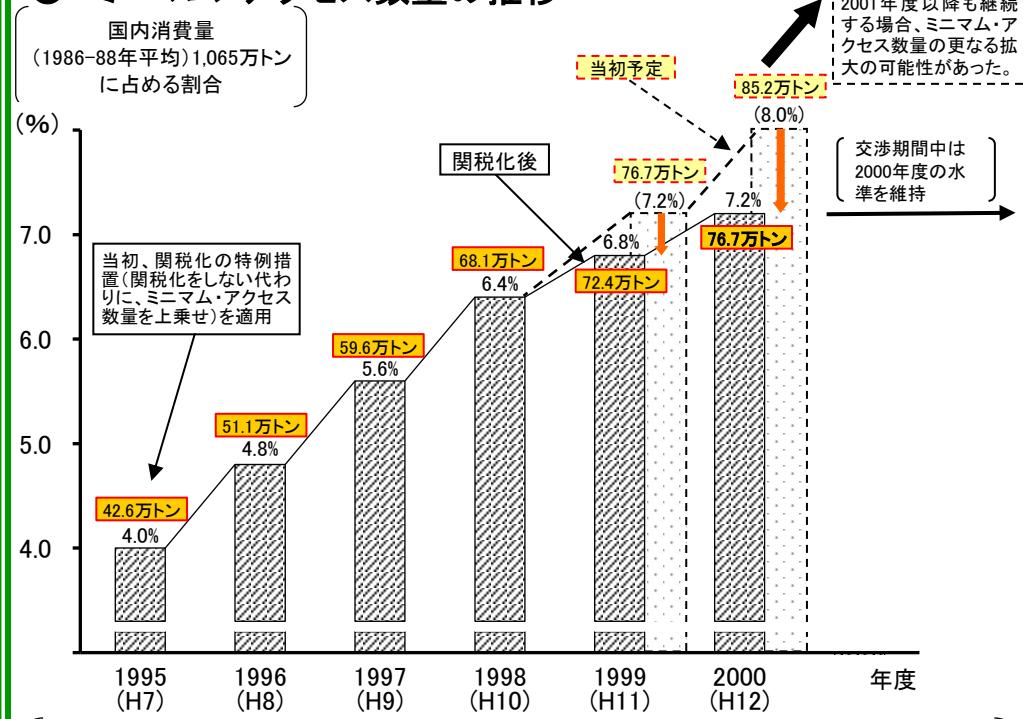
○ 米の国境措置



(注)

- 国を通さない輸入（民間の輸入）については、
 - ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化（関税を払えば誰でも輸入できる）
- TPP11協定を除く経済連携協定においては、米について、関税削減・撤廃から除外されている。
- TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン（12～3月分のみ）、2019～2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

○ ミニマム・アクセス数量の推移 (数量:玄米ベース)



MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解

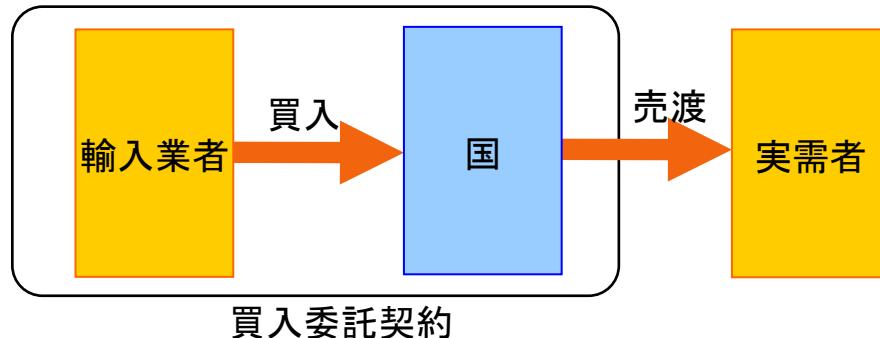
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部（77万玄米トンのうち最大10万実トン）及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を認めている（SBS輸入）。

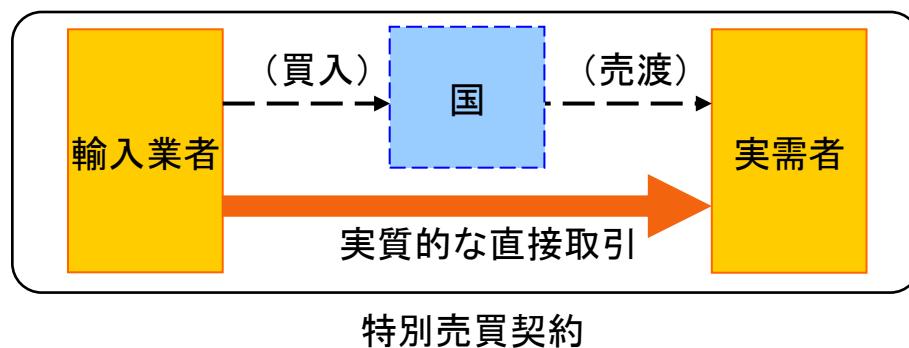
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン—SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

→ 價格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

→ 主に主食用に販売。

※:輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358	430	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243	261	332
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82	72	71
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	-	-	-
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13	6	5
合計	426	511	596	681	724	767	767	759	767	767	767	696	769	767	
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585	658	655
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100	100	100

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
米国	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360	345	236	348	346
タイ	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322	314	398	333	286
中国	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70	69	81	28	42
オーストラリア	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	-	27	40	41	70
その他	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15	12	11	16	24
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699	743	751	693	649
(うちSBS輸入)※	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60	21	14	66	100

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

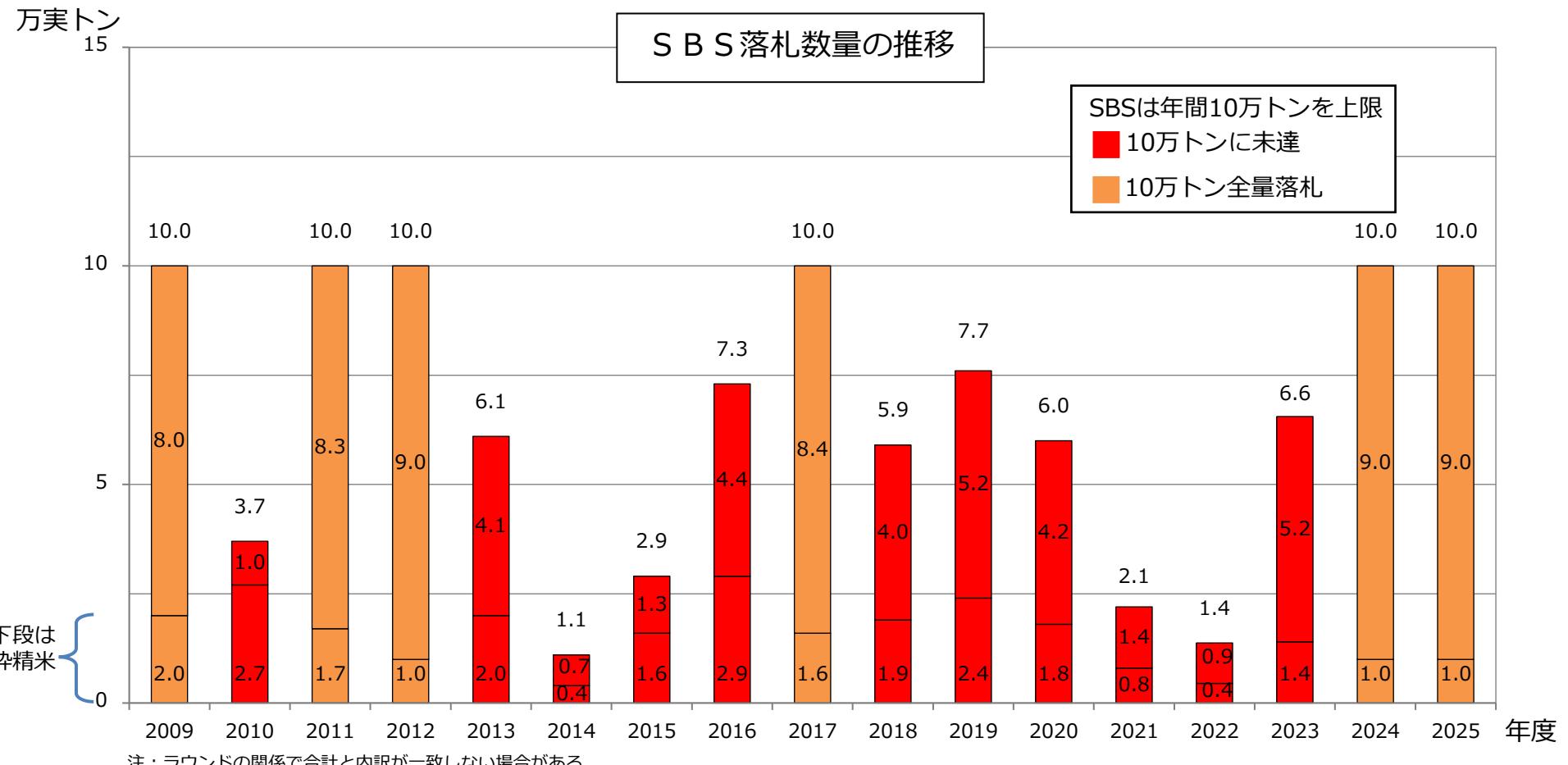
注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考)枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、例年0.6~0.8千実トン程度

SBS米の輸入状況

- SBS米は、年間10万トンを上限に輸入され、主に主食用に流通。毎年度、国産米を政府備蓄用に10万トン以上買い入れることにより、国産米の需給に影響を与えないよう措置。
- 国産米の需給が緩和すると、SBS米の需要が弱まり、国産米の需給が引き締まると、SBS米の需要が強まる傾向。



SBS米の輸入入札状況 (ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分 (10万トン))

○ 令和6年度

(単位:実トン)

入札回数	全体			丸米			碎米		
	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (6年9月6日)	25,000	75,732	25,000	22,500	70,172	22,500	2,500	5,560	2,500
第2回 (6年10月18日)	25,000	74,026	25,000	22,500	67,426	22,500	2,500	6,600	2,500
第3回 (6年11月22日)	25,000	77,094	25,000	22,500	70,248	22,500	2,500	6,846	2,500
第4回 (6年12月20日)	25,000	64,380	25,000	22,500	58,612	22,500	2,500	5,768	2,500
合計			100,000			90,000			10,000

○ 令和7年度

入札回数	全体			丸米			碎米		
	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (7年6月27日)	30,000	81,853	30,000	27,000	74,073	27,000	3,000	7,780	3,000
第2回 (7年7月16日)	30,000	75,835	29,996	27,000	67,749	26,996	3,000	8,086	3,000
第3回 (7年10月3日)	20,000	71,270	20,000	18,000	65,142	18,000	2,000	6,128	2,000
第4回 (7年11月14日)	20,004	48,589	20,004	18,004	43,369	18,004	2,000	5,220	2,000
合計			100,000			90,000			10,000

民間貿易による輸入状況（枠外輸入）

- 国家貿易以外のコメの輸入（枠外輸入）には、高水準の枠外関税（341円/kg）を設定。貿易統計によると、毎年、インド産やタイ産の長粒種など、600～800トン程度が輸入。
- 2024～2025年度は、国内の米価の高止まりを受けて、2024年度SBS輸入の年間上限10万トン全量が落札され、SBS輸入で落札できなかった事業者等が、枠外関税を支払って主食用米を輸入する動きが拡大。
- 輸入数量について、**2025年10月は1,475トン、2025年度4月～10月の累計は87,998トン**。このうち、**米国産米の輸入が約8割**。1ヶ月平均でみると、2025年は2024年と比べて、**全体は約110倍、米国は約650倍に増加**。

<会計年度（4月～翌3月）ごとの輸入数量>

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度) ※10月末時点
623トン (173トン)	805トン (176トン)	871トン (201トン)	773トン (135トン)	730トン (59トン)	3,011トン (416トン)	87,998トン (70,929トン)

<月別の輸入数量>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～12月 合計	1か月 あたり 平均
2024 年	49 (0)	59 (19)	79 (0)	13 (0)	115 (19)	58 (19)	124 (0)	64 (21)	41 (0)	93 (19)	202 (19)	118 (21)	1,015 (137)	85 (11)
2025 年	414 (19)	489 (39)	1,280 (240)	6,838 (5,499)	10,607 (7,894)	20,979 (15,945)	26,397 (22,983)	15,168 (12,951)	6,534 (5,442)	1,475 (215)	-	-	90,181 (71,227)	9,018 (7,123)

※ 括弧内は米国からの輸入数量

資料：財務省「貿易統計」

注1：枠外関税を支払って、民間貿易により輸入されたコメ（もみ、玄米、精米、碎米の合計）の数量

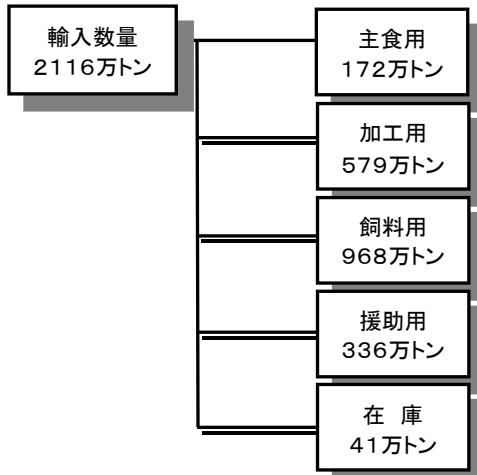
注2：単位は実トン

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和6年10月末現在)

平成7年4月～令和6年10月末の合計



注1:「輸入数量」は、令和6年10月末時点の政府買入実績。

注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。

(※なお、MA米輸入開始以後、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、
援助用(167万トン)、飼料用等(295万トン)に活用。)

注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。

注4:「在庫」は、令和6年10月末時点の数量。

注5:在庫41万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した
16万トンがある。

注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位:万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	令和2RY	令和3RY	令和4RY	令和5RY	令和6RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	1	1	6	172
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	10	9	16	579
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	68	71	62	968	
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	2	1	0	336
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	55	49	41	—

注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である

(例ええば令和6RYであれば、令和5年11月から令和6年10月まで)。

注2:この他、平成8RYから令和6RYまでの間に食用不適品として計4万トンを処理、バイオエタノール用として
計16万トンを販売している。

注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

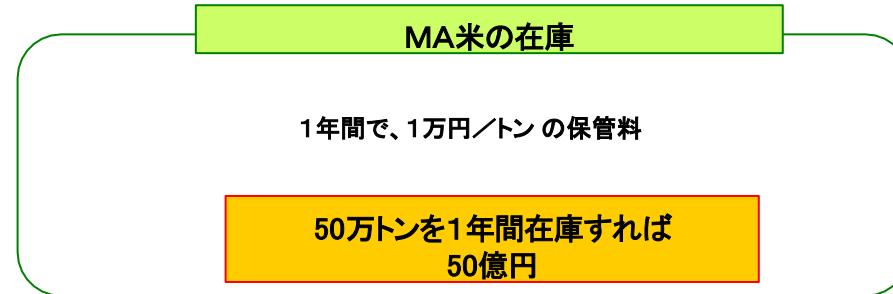
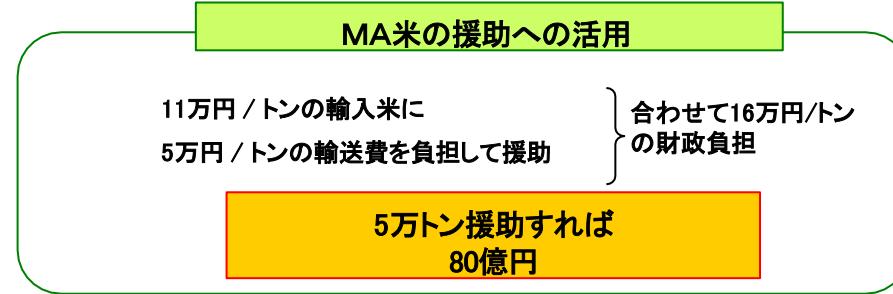
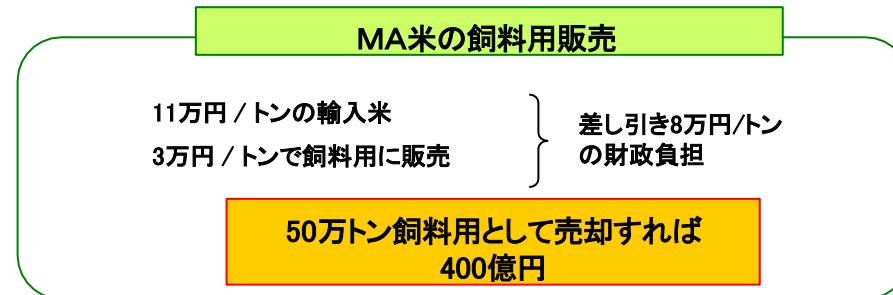
○ MA米の食糧援助への活用に当たっての留意点

- 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- 財政負担が必要
- 国際ルールとの整合性に留意:
 - 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品と同じように扱う必要

コメの国家貿易（MA米等）の運用に伴う財政負担

- MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等



注：令和2～令和6年度のデータ等を基に試算。

○ MA米等の損益全体

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49	▲25	▲135
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597	▲595	▲779
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577	▲646	▲708
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	570	644
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113
損益合計 ((①+②))	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338
注5															
	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
売買損益①	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270	▲379	▲594	▲586	▲229
売上原価	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635	▲783	▲976	▲1,094	▲1,002
買入額	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618	▲780	▲1,003	▲1,084	▲996
売却額	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366	404	382	508	773
管理経費②	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97	▲98	▲80	▲98	▲103
保管料	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78	▲76	▲67	▲66	▲64
損益合計 ((①+②))	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477	▲674	▲684	▲331

注1：数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2：「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注3：「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4：「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5：平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6：MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

注7：令和元年度以降については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

- ・ **ガット第2条(譲許表)**
加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- ・ **ガット第3条(内国民待遇)**
輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。
- ・ **ガット第17条(国家貿易企業)**
国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。
- ・ **農業協定第4条(市場アクセス)**
原則として通常の関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2025年3月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 <u>一般輸入米は政府在庫となつた上で、もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本</u> の <u>消費者への十分なアクセス</u> を阻んでいる。 なお、 <u>SBS入札のもとでは、市場に基づかない価格のマークアップを課している。</u>	○ MA米の輸入 <u>品種等についての制約を受けるため、中国産米の対日輸出が困難。</u>
○ 米国政府の対応方針 <u>日本によるWTO上のコメ輸入に関する約束の観点から</u> 日本の輸入を注視。	○ 中国政府の対応方針 <u>日本がMA制度の透明性を向上させることを期待。</u>
○ 枠外関税 <u>輸入禁止的な高い水準の税率により、枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ 枠外関税 <u>法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

ODAを活用したコメの食糧援助の現状

- コメの食糧援助については、被援助国等からの要請に対して、国際ルールとの整合性や財政負担に留意しつつ、ODAを活用したスキームにより実施。
- 一定期間備蓄後の政府備蓄米やMA米を活用し、近年4～6万トンの援助を実施。

I. 食糧援助で留意すべき国際ルールの例

○食糧援助規約（食糧援助に関する国際的な枠組み）

- ・締約国は、(中略)次の原則を尊重すべき。(中略)食糧援助が最も弱い人々の食糧上又は栄養上のニーズに対処する最も効果的かつ適当な手段である場合にのみ食糧援助を供与する(第2条)。
- ・締約国は、この規約による食糧援助に係る全ての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するようを行うことを約束する(第5条8)。
- ・締約国は、食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも默示的にも関連付けられていないことを確保する(第5条9)。(WTO農業協定第10条4同旨)

II. コメの食糧援助の実績

	政府備蓄米	MA米	計
令和2年度	4万トン	3万トン	6万トン
令和3年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和4年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和5年度	4万トン	1万トン	4万トン
令和6年度	3万トン	0.3万トン	4万トン

※売渡通知発出ベースの実績

※ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

III. ODAを活用した主な食糧援助等のスキーム

援助方式	概要	実績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食糧援助(KR) ※1	外務省が被援助国等に対して資金を無償供与し、その資金で被援助国等が我が国の政府米を購入。	6万トン	4万トン	4万トン	4万トン	3万トン
WFP通常拠出 ※2	国連世界食糧計画(WFP)が、我が国からの拠出金を基に政府米等を購入し、被援助国に無償供与。	—	—	0.03万トン	0.13万トン	0.13万トン
アプター (APTERR)※3	ASEAN+3の地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的として、コメの現物や現金備蓄の活用を通じて、被援助国における大規模災害等への緊急支援を実施。	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン
	合計	6万トン	4万トン	4万トン	4万トン	4万トン

※1 ケネディ・ラウンド(Kennedy Round)を受けて締結された食糧援助規約に基づく食糧援助をいう。

※2 國際連合世界食糧計画(World Food Programme)が行う食糧援助(緊急援助等を含む。)をいう。

※3 ASEAN+3緊急米備蓄(ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve)をいう。

※4 ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

- 東アジア地域（ASEAN10か国、日本、中国及び韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急事態に備える枠組み（タイに国際機関として事務局を設置）。
- 2004年から2010年までパイロット・プロジェクトを実施後、2012年7月にAPTERR協定が発効。
- 我が国の政府米等を活用し、緊急事態（台風、洪水等）による被害者への支援や貧困緩和のための支援を実施。

APTERR備蓄

申告（イヤマーク）備蓄

APTERR加盟国が保有する備蓄のうち、緊急時に放出可能な数量をあらかじめ申告（イヤマーク）。緊急事態発生時にイヤマークの範囲内で備蓄を放出するプログラム。

【備蓄放出プログラム】

Tier1（ティア1）

商業ベースの事前契約による支援（有償）

Tier2（ティア2）

Tier1以外のイヤマーク備蓄支援（有償、無償、長期貸付）

○各国のイヤマーク数量

日本 25万トン

中国 30万トン

韓国 15万トン

ASEAN諸国 8.7万トン

○2018年10月、APTERR協定発効後初めて
フィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実
施のための覚書に署名（10,000トン）



現物備蓄（現金備蓄）

台風や洪水等の災害が想定される地域に、あらかじめコメを備蓄し、緊急時の初期対応として放出する（迅速な対応として現金備蓄による放出も活用）。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

【備蓄放出プログラム】

Tier3（ティア3）

現物備蓄（又は現金備蓄※1）による支援（無償）

※1 現金備蓄とは、APTERR事務局にある予算を活用して現地米等を購入し、より迅速な支援を行う仕組み。

○我が国の拠出実績※2

(1)現物備蓄 8,371トン

事業実施国：フィリピン、ミャンマー、ラオス、
カンボジア、インドネシア

(2)現金備蓄 2,067トン

事業実施国：ミャンマー、フィリピン、カンボジア、
タイ、インドネシア

※2 パイロット・プロジェクトによる支援を含む数量。

